

佐賀県不育症治療支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化対策推進事業の一環として、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、県内に住所を有し、不育症に対する検査や治療を受けている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、佐賀県とする。

(対象となる治療など)

第3条 この事業の対象となる治療は、第4条に規定する夫婦間で行う不育症に関する検査及び治療で、別表1に定めるものとする。

(助成対象者)

第4条 この事業の助成対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の規定による外国人住民を含む。以下同じ。)で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 医療機関において不育症に対する検査又は治療を受けていること。

(2) 1回の不育症の検査又は治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする。

(3) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、佐賀県内に居住していること。

(4) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの間に、第6条の規定により申請を行った場合は、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。

2 前項第4号の所得の範囲及び額の計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定を準用し、別表2のとおり行う。

(助成額及び助成条件)

第 5 条 不育症の検査にかかる助成額は、1 回の検査につき、医療機関に支払った助成対象検査費（入院費、食事代及び証明書などの文書料は除く。以下同じ。）の額（健康保険の保険給付、公費負担医療及び他助成事業等により不育症検査費に対する助成を受ける場合は、その助成金額を差し引いた額）と 5 万円とを比較して少ない方の額とする。なお、1 回の検査とは、検査開始から出産まで又は主治医が検査を終了したと判断するまでとする。

2 不育症の治療にかかる助成額は、1 回の治療につき、医療機関に支払った助成対象治療費（入院費、食事代及び証明書などの文書料は除く。以下同じ。）の額（健康保険の保険給付、公費負担医療及び他助成事業等により不育症治療費に対する助成を受ける場合は、その助成金額を差し引いた額）と 10 万円とを比較して少ない方の額とする。なお、1 回の治療とは、治療開始から出産まで又は主治医が治療を終了したと判断するまでとする。

3 第 1 項及び第 2 項に規定する検査及び治療をあわせて実施した場合は、1 回の検査及び治療につき、その内訳にかかわらず、医療機関に支払った助成対象検査及び助成対象治療費の合算額（健康保険の保険給付、公費負担医療及び他自治体の事業等により不育症検査及び治療費に対する助成を受ける場合は、その助成金額を差し引いた額）と 15 万円とを比較して少ない方の額とする。なお、1 回の検査及び治療とは、検査開始から出産まで又は主治医が治療を終了したと判断するまでとする。

(助成の申請)

第 6 条 助成を受けようとする夫婦（以下「助成申請者」という。）は、佐賀県不育症治療支援事業申請書（様式 1 号）（以下「助成申請書」という。）に、医療機関が発行する佐賀県不育症治療支援事業に係る受診等証明書（様式 2 号）（以下、「証明書」という。）当該証明書に係る医療機関等が発行する領収証及び別表 3 に掲げる書類を添えて、知事に申請を行う。

(助成の決定)

第7条 前条の申請書の提出先は、保健福祉事務所とする。

- 2 助成申請書を受理した保健福祉事務所長は、速やかにその内容を審査し、助成の可否及び助成額について決定する。
- 3 保健福祉事務所長は、助成が適当であると認めるときは、助成申請者に対し佐賀県不育症治療支援事業助成承認決定通知書（様式3号）により通知する。
- 4 保健福祉事務所長は、助成が不相当であると認めるときは、助成申請者に対し佐賀県不育症治療支援事業助成不承認決定通知書（様式4号）により通知する。

（助成金の交付）

第8条 保健福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を行った際は、助成申請者に対し、佐賀県不育症治療支援事業請求書（様式1号）（以下「請求書」という。）を提出させ、速やかに助成金を支払う。

- 2 助成申請者が請求書の提出について、前条第2項の規定による決定の前に提出を希望した場合は、前項の規定にかかわらず、これを認める。

（助成金の返還）

第9条 知事は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（こども家庭課への報告）

第10条 保健福祉事務所長は、第8条の規定による助成金の交付を行ったときは、その旨をこども家庭課長に報告する。

（広報活動等）

第11条 知事及び保健福祉事務所長は、事業の実施にあたり、医師会、市町その他関係機関等への周知を図るとともに十分な連携に努め、本事業の実施について積極的な協力を求めるとともに、助成対象者への制度の周知に努めるものとする。

また、要因や治療に関して、不育症に悩む夫婦のみならず、その家族や一般の者

にも不育症に関する理解を深めるための普及啓発を図るなど、広く広報等を行うものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 本事業に関わる全ての者は、助成対象者等の複雑な心情を理解し、安心して治療や相談ができるような環境を整備し、秘密の保持に十分配慮する。

(補則)

第 13 条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、不育症に対する治療等を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。